

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

立川市営住宅条例（平成9年立川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
名称	位置	戸数	名称	位置	戸数
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
立川市営砂川町五番住宅	立川市砂川町1丁目2番地の1	36戸	立川市営砂川町五番住宅	立川市砂川町1丁目2番地の1	36戸
……略……	……略……	……略……	立川市営上砂町二番住宅	<u>立川市上砂町4丁目23番地の</u> <u>17</u>	<u>18戸</u>
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……

附 則

この条例は、公布の日から施行する。